



けんり まも
 こどもの権利を守る
 ために市が行うこと

だい じょう
 第12条
 こどもがあんしん しょうだん
 が安心して相談できる
 かんきょう 環境づくりを行うこと。
 ちよつとした違和感にも目を
 いわかん め
 そむけずに解決すること。
 けんり まも じょうたい
 こどもの権利が守られた状態
 かいふく
 へ回復すること。



まいにち たの
 みんなが毎日楽しく
 へいわ
 平和にくらせるといい

わるくち ぼうりよく なかま
 いじめや悪口、暴力、仲間はず
 れ、差別がなくなっしてほしい

じぶん じぶん
 自分のことは自分で
 き
 決めさせてほしい

きも
 こどもの気持ちによりそって
 いけん かんが き
 意見や考えを聞いてほしい

おごおりし
 これは小郡市の子どもたちが
 「おとなに伝えたいこと」として
 はな 話してくれた“こえ”です。
 じょうれいぜんぶん
 (条例前文より)

くわしくはこちら
 ホームページへ



みんなで
 たいせつにしたい!

おごおりし

小郡市
 こどもの

けんり じょうれい

権利条例



おごおりし かにい しえん
 小郡市子ども家庭支援センター

小郡市は、すべての
こどもの権利が守られ、
こどもが大切にされる社会を
目指します。

こどもにはどんな
権利があるの？

第3条1項
こどもは生まれた時から
自分らしく健やかに
育ち、幸せに生きる
権利があります。

第3条2項
こどもは生まれや住ん
でいる場所、性別、国
籍、性のあり方などに
より差別されない権利
があります。

こどもの権利ってなに？

自由に遊んだり、
休んだり、笑ったり、
なんでもできる
ってことだよ！



権利がいっぱい

第4条 安心して生きる権利
命が大切にされ安心して安全
な環境でくらすこと。

第5条 守られる権利
健やかな育ちを害するもの
から守られること。



第6条 自分らしく育つ権利
遊び、休み、学ぶことができ
ること。

第7条 意見を表す権利
自分の思いや考えを自分らし
く表現し、人に伝えること。

